

教授会規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、教授会の組織及び運営に関して必要な事項を定めるものとする。

(構 成)

第2条 教授会は、専任の教授、准教授をもって組織する。

(議 長)

第3条 教授会に議長を置き、学部長をもって充てる。

2 議長は、教授会を主宰する。

3 議長に事故があるとき、又は議長が欠けたときは、あらかじめ議長の指名する者が、その職務を代理する。

(会 議)

第4条 教授会は学部長が招集する。

2 学部長は、全構成員の3分の1以上から要求があったときは、教授会を招集しなければならない。

3 教授会は、構成員の3分の2以上をもって定足数とする。

4 教授会の議事について採決を必要とする場合は、教授会出席者の過半数で決し、可否同数のときは、学部長の決するところによる。

5 投票により議決する場合には、無記名投票をもってこれを行う。学部長が必要と認めたときは、記名投票を行うことができる。

6 白票は投票数に参入するが無効票とし、可否の決定は有効票の比率によって定める。

(構成員以外の者の出席)

第5条 学部長が必要と認めたときは、教授会の意見を聴いた上で、教授会構成員以外の者を会議に出席させ、意見を聴くことができる。

(定例会及び臨時会)

第6条 教授会は、原則として毎月1回定例会を開くものとする。

2 学部長は、必要と認めたときは、臨時会を開くことができる。

(審議事項)

第7条 教授会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

(1) 学生の入学、卒業及び課程の修了

(2) 学位の授与

2 教授会は、前項各号に掲げるもののほか、教育に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定める次に掲げるものについて、学長が決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

(1) 教育課程の編成

(2) 学生の履修

- (3) 学生の在籍に関する事項（退学、転学、留学及び休学を除く）
 - (4) 学生の懲戒処分
 - (5) 学部長の候補者の推薦
 - (6) 教員の採用及び昇任候補者の教育研究業績等の審査
- 3 教授会は、前2項に規定するもののほか、学長及び学部長がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、並びに学長及び学部長の求めに応じ、意見を述べることができる。

(議案)

- 第8条 教授会で審議すべき議案は、学部長が提出しこれを説明する。
- 2 教授会構成員は、議案を提出することができる。
 - 3 前項の提案は、会議定例日14日前までに学部長に申出るものとする。
 - 4 教授会に上程する議案は、学部長がこれを整理する。

(退席)

- 第9条 教授会出席者の身上に関する事項を審議する場合には、議長は当該者の退席を求めることができる。
- 2 前項の議決をする場合には、当該者は、その投票をなすことができない。

(構成員の除外)

- 第10条 留学、出張その他の事由により、長期にわたり教授会に出席し得ない者があるときは、学部長が教授会の意見を聴いた上で、その期間、当該者を教授会構成員の計算より除外する。
- 2 2箇月間教授会に出席しない者は、以後、引続き欠席の期間、当該者を教授会構成員数の計算より除外する。

(議事録)

- 第11条 教授会の議事については、議事録を作成し、次回の教授会において確認するものとする。

(庶務)

- 第12条 委員会の庶務は、事務局で行う。

(補則)

- 第13条 この規程に定めるもののほか、教授会の運営に関して必要な事項は、教授会の意見を聴いた上で、学部長が定める。

附則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。